

新聞広告掲載基準（モデル）

日本新聞協会

昭和 51 年 5 月 19 日制定

平成 3 年 3 月 20 日一部改正

「新聞広告倫理綱領」の趣旨にもとづき、「新聞広告掲載基準」を次のとおり定める。
以下に該当する広告は掲載しない。

1. 責任の所在が不明確なもの。
2. 内容が不明確なもの。
3. 虚偽または誤認されるおそれがあるもの。
誤認されるおそれがあるものとは、つぎのようなものをいう。
 - (1) 編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの。
 - (2) 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位または有利であるような表現のもの。
 - (3) 社会的に認められていない許認可、保証、賞または資格などを使用して権威づけようとするもの。
 - (4) 取り引きなどに関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位または有利であるような表現のもの。
4. 比較または優位性を表現する場合、その条件の明示、および確実な事実の裏付けがないもの。
5. 事実でないのに新聞社が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの。
6. 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの。
7. 社会秩序を乱す次のような表現のもの。
 - (1) 暴力、とばく、麻薬、売春などの行為を肯定、美化したもの。
 - (2) 醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの。
 - (3) 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの。
 - (4) その他風紀を乱したり、犯罪を誘発するおそれがあるもの。
8. 債権取り立て、示談引き受けなどをうたったもの。
9. 非科学的または迷信に類するもので、読者を迷わせたり、不安を与えるおそれがあるもの。
10. 名誉棄損、プライバシーの侵害、信用棄損、業務妨害となるおそれがある表現のもの。

11. 氏名、写真、談話および商標、著作物などを無断で使用したもの。
12. 皇室、王室、元首および内外の国旗などの尊厳を傷つけるおそれがあるもの。
13. アマチュアスポーツに関する規定に反し、競技者または役員の氏名、写真などを利用したもの。
14. オリンピックや国際的な博覧会・大会などのマーク、標語、呼称などを無断で使用したもの。
15. 詐欺的なもの、または、いわゆる不良商法とみなされるもの。
16. 代理店募集、副業、内職、会員募集などで、その目的、内容が不明確なもの。
17. 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引き渡し、支払方法および返品条件などが不明確なもの。
18. 通信教育、講習会、塾または学校類似の名称をもちいたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの。
19. 謝罪、釈明などの広告で広告主の掲載依頼書（または承諾書）の添付のないもの。
20. 解雇広告で次の項目に該当するもの。
 - (1) 解雇証明書の添付のないもの。
 - (2) 解雇理由を記述したもの。
 - (3) 被解雇者の写真を使用したり、住所などを記載したもの。
21. 以上のほか、日本新聞協会の会員新聞社がそれぞれ不相当と認めたもの。

(付記) 以上は「新聞広告掲載基準」のモデルである。日本新聞協会の会員新聞社が、「広告掲載基準」を作成される場合は、この基準を参考とされたい。